

**障害福祉分野における介護ロボット・ICTパッケージ型導入支援事業
(令和9年度実施予定分) 事前協議案内**

1 目的

障害福祉の現場におけるロボット技術等の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等やICTを複数組み合わせでの導入を支援することを目的とする。

2 補助対象施設及び事業所種別

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、一般相談支援事業所、
特定相談支援事業所

3 補助対象とする介護ロボット等

移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器
入浴支援	ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器
機能訓練支援	身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器
食事・栄養管理支援	食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器

4 補助対象とするICT機器等

情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）	業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。
-----------------------------------	--

ソフトウェア	次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。 ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。 ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
A I カメラ等	次の要件に該当する場合に対象とする。 ・障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者であること。 ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。 ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。 ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。 ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。 ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。 ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

4 補助上限額・補助率等

区分	補助上限額	補助率	補助対象経費
障害者支援施設	10,000千円	3/4	介護ロボット等導入に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。） ICT導入の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
グループホーム			
その他事業所			

（留意事項）

＜介護ロボット等＞

- ①パッケージ型の導入を行う場合は、介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。
- ②複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。
- ③障害福祉サービス事業者等が一つの施設・事業所において、指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。
- ④導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ⑤介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
- ⑥介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

＜ICT＞

- ⑦当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。
- ⑧情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職

員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。

⑨ソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- ・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
- ・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。

⑩AIカメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。

- ・居宅介護、重度訪問介護は対象としない。
- ・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
- ・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
- ・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
- ・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
- ・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。

⑪インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

＜見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備＞

⑫見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、補助対象施設等のうち障害者支援施設及びグループホームのみ補助対象とする。

⑬見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

5 提出書類・提出期限等

（1）作成・提出書類

事前協議書、別紙1-1、別紙1-2（導入する機器ごとに作成）、別紙1-3、見積書の写し（2者以上）、導入予定機器の内容がわかるカタログ等の写し

（2）提出期限

令和8年9月14日（月）必着

（3）提出方法

下記URLより電子申請システムにて提出

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/R9technologyjizenkyougi>

6 事前協議にあたっての留意点

- (1) 導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められない。
- (2) 補助金の執行にあたっては、国及び本市における令和9年度当初予算の成立及び本市から国に対し国庫協議を行い内示が得られることを要件とする。
- (3) 本事業により介護ロボット等を導入した障害者支援施設事業者等は、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、本市が別に定める日までに本市へ報告するものとする。
- (4) 上記の内容は、現時点で想定される内容であり、今後、国から整備補助内容の詳細が示された際には変更となる場合がある。